

## 公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

### I 基本的事項 1 事業の概要

特別会計名：春日井市公共下水道事業特別会計

事業名	公共下水道		
事業開始年月日	昭和39年4月1日	地方公営企業法の適用・非適用	<input type="checkbox"/> 適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名	春日井市	職員数 (H22. 4. 1現在)	36
構成団体名			
健全化判断比率の状況	<input type="checkbox"/> 財政再生基準以上 <input type="checkbox"/> 早期健全化基準以上 <input type="checkbox"/> 経営健全化基準以上		
	計画期間：		

- 注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。
- 2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあつては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。
- 3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
- 4 「職員数」欄には、平成22年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。
- 5 「健全化判断比率の状況」欄については、繰上償還を実施しようとする年度において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックすること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

### 2 財政指標等

資本費	133（平成21年度）	財政力指数	1.048（平成22年度）
資金不足比率（健全化法）（%）	—（平成21年度）	財政力指数（臨財債振替前）	0.971（平成22年度）
経常収支比率（%）	92.8（平成21年度）	実質公債費比率（%）	8.5（平成22年度）
		将来負担比率（%）	127.3（平成21年度）

- 注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。
- この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告（又は報告を予定している）数値を記入すること。
- なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率についてはその構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。
- また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。
- 2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないよう留意すること。
- 3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。
- 4 「資金不足比率（健全化法）」欄には、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。
- 5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

### 3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容
<input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容
<input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
〔合併期日：平成〇年〇月〇日 合併前市町村： 〕

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
- 2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
- 3 にレを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

### 4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	春日井市公共下水道事業経営健全化計画
計画期間	平成22年度から平成26年度まで
計画策定責任者	春日井市長 伊藤 太
既存計画との関係	—
公表の方法等	市のホームページで公表
基本方針	1 長期的な経営健全化計画に基づき、計画的な事業執行に努め、資本投資の抑制及び公債費の軽減を図る。 2 下水道使用料の適正化及び一般会計からの基準外繰入金金の削減を図る。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：千円）

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満 旧簡保：年利5%以上 6%未満 旧公庫：年利5%以上 5.5%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満 旧簡保：年利6%以上 6.5%未満 旧公庫：年利5.5%以上 6%未満	旧運用部：年利6.3%以上 旧簡保：年利6.5%以上 旧公庫：年利6%以上	合 計	
				うち年利7%以上		
旧資金運用部資金	繰上償還希望額		1,164,611.9	1,812,220.2	494,626.0	2,976,832.0
	補償金免除額		261,750.9	499,394.8	55,550.9	761,145.6
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額					
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額					

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。  
 2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること（なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。）。

6 平成22年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成22年度末残高)	合 計	
				うち年利7%以上		
公 営 企 業 債	公共下水道債	1,595,333.7	1,164,611.9	1,812,220.2	494,626.0	4,572,165.8
合 計 (A)		1,595,333.7	1,164,611.9	1,812,220.2	494,626.0	4,572,165.8
一般（再掲） ※上記のうち 再掲（再掲） 再掲（再掲）						
合 計 (B)						
公営企業で負担するもの (A)-(B)		1,595,333.7	1,164,611.9	1,812,220.2	494,626.0	4,572,165.8

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成22年度末残高)	合 計	
				うち年利7%以上		
公 営 企 業 債						
合 計 (A)						
一般（再掲） ※上記のうち 再掲（再掲） 再掲（再掲）						
合 計 (B)						
公営企業で負担するもの (A)-(B)						

【旧公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成22年度末残高)	合 計	
				うち年利7%以上		
公 営 企 業 債						
合 計 (A)						
一般（再掲） ※上記のうち 再掲（再掲） 再掲（再掲）						
合 計 (B)						
公営企業で負担するもの (A)-(B)						

注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成22年度末以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。  
 2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。  
 3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの（一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等）も含むが、その場合には、それらを「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。  
 4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰入金を記入するものではない。

## II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>1 昭和43年の供用開始後42年を経過した本市では、これまで多額の市債を借り入れることで事業を進めてきたため、市債残高は639億円（平成14年度）まで増加の一途であったが、削減に努めてきた結果、567億円（平成21年度）と減少してきている。</p> <p>2 負担する元利償還金は、毎年50億円程度で歳出全体の約60%を占めている。</p> <p>3 下水道使用料は継続的に微増傾向である一方、市債残高は長期的には大幅に減少すると見込まれる。</p>
経営課題	<p>課題 ① 使用料水準の適正化</p> <p>使用料単価は、103.41円/m<sup>3</sup>（平成20年度決算ベース）で、類型団体45団体中3番目に単価の安い自治体となっている。また、経費回収率は68.9%（平成20年度決算ベース）で、類型団体45団体中8番目に低い自治体である。今後は、適正な使用料水準を維持していく必要がある。</p>
	<p>課題 ② 公費公債費負担の軽減対策</p> <p>本市の元利償還金は歳出全体の約60%（平成21年度決算ベース）と高い水準にあり、利子のみでも約21%と大きな負担となっている。このことから、公債費負担の軽減対策として、地方債の借入額を抑制するとともに、高金利の市債から順次繰上償還を図っていく必要がある。</p>
	<p>課題 ③ 維持管理費等サービス提供コストの節減合理化</p> <p>本市の汚水処理原価（維持管理費）は、69.56円/m<sup>3</sup>（平成20年度決算ベース）となっており、類型団体45団体中17番目に高い自治体となっている。このことから、終末処理場の維持管理について、さらなる経費の見直しをするとともに、効率性を追求した業務運営に努めるため、委託業務等の内容を精査し経費削減を図っていく必要がある。</p>
	<p>課題 ④ 基準外繰入金の削減</p> <p>本市の処理区域内人口1人あたりの基準外繰入金は4,072円/人（平成20年度決算ベース）となっており、類型団体45団体中14番目に多い自治体となっている。このことから、適正な使用料水準の維持、資本投下の抑制などを行い、基準外繰入金の削減を図っていく必要がある。</p>
	<p>課題 ⑤ 施設利用率の向上</p> <p>本市の施設利用率は58.2%（平成20年度決算ベース）となっており、類型団体45団体中14番目に低く、また、普及率は65.3%となっており、整備途上の自治体である。このことから、計画的な整備を行うとともに、供用開始区域で下水道未接続家屋については、普及促進活動を行い施設利用率の向上を図っていく必要がある。</p>
留意事項	<p>市民などに下水道整備の必要性や事業の経営状況等、必要な情報を公開していく。また、公共下水道中長期施設整備計画及び公共下水道中長期財政計画の平成23年度の策定を予定する。</p>

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し（②法非適用企業）

（1）収益的収支、資本的収支

（単位：百万円、％）

年 度		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
		(計画前5年度)	(計画前4年度)	(計画前3年度)	(計画前々年度)	(計画前年度)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
区 分		( 決 算 )	( 決 算 )	( 決 算 )	( 決 算 )	( 決 算 見 込 )					
収益的 収 入	1 総 収 益 (A)	4,948	4,915	4,897	4,773	4,704	4,669	4,540	4,575	4,658	4,718
	(1) 営 業 収 益 (B)	3,179	3,211	3,229	3,259	3,263	3,286	3,293	3,296	3,309	3,323
	ア 料 金 収 入	1,990	2,033	2,065	2,093	2,098	2,118	2,134	2,138	2,146	2,161
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ウ そ の 他	2	2	3	3	2	2	2	2	2	2
	雨水処理負担金	(1,187)	(1,176)	(1,161)	(1,163)	(1,163)	(1,166)	(1,157)	(1,156)	(1,161)	(1,160)
	(2) 営 業 外 収 益	1,769	1,704	1,668	1,514	1,441	1,383	1,247	1,279	1,349	1,395
	ア 他 会 計 繰 入 金	1,766	1,700	1,666	1,508	1,438	1,381	1,245	1,277	1,347	1,393
	イ そ の 他	3	4	2	6	3	2	2	2	2	2
	2 総 費 用 (D)	3,916	3,880	3,683	3,398	3,231	3,287	3,159	3,087	3,072	3,037
	(1) 営 業 費 用	1,637	1,690	1,578	1,489	1,448	1,582	1,598	1,613	1,630	1,646
	ア 職 員 給 与 費	316	300	243	210	206	233	233	233	233	233
	うち退職手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	イ そ の 他	1,321	1,390	1,335	1,279	1,242	1,349	1,365	1,380	1,397	1,413
	(2) 営 業 外 費 用	2,279	2,190	2,105	1,909	1,783	1,705	1,561	1,474	1,442	1,391
ア 支 払 利 息 (雨水・汚水公費分)	(623)	(998)	(557)	(499)	(470)	(441)	(415)	(393)	(381)	(359)	
支 払 利 息 (汚水分)	1,656	1,192	1,548	1,410	1,313	1,264	1,146	1,081	1,061	1,032	
うち一時借入金利息	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
イ そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	1,032	1,035	1,214	1,375	1,473	1,382	1,381	1,488	1,586	1,681	
資本的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	4,297	3,658	3,707	5,474	3,642	5,519	5,142	4,260	3,050	4,117
	(1) 地 方 債	2,598	2,329	2,603	4,061	2,036	3,901	3,346	2,206	1,731	2,469
	資本費平準化債	1,228	1,059	1,000	1,115	1,239	1,235	1,253	1,243	1,211	1,220
	(2) 他 会 計 補 助 金	794	737	717	669	667	739	907	928	880	885
	(3) 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金	693	348	233	642	866	753	878	1,065	374	676
	(6) 工 事 負 担 金	212	193	154	102	67	57	11	61	65	87
	(7) そ の 他	0	51	0	0	6	69	0	0	0	0
	2 資 本 的 支 出 (G)	5,349	4,723	4,927	6,850	5,108	6,950	6,523	5,748	4,636	5,798
	(1) 建 設 改 良 費	2,387	1,905	1,262	1,756	1,909	1,850	1,956	2,243	1,049	2,095
	うち職員給与費	150	153	146	140	109	56	56	56	56	56
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	2,962	2,818	3,665	5,094	3,199	5,100	4,567	3,505	3,587	3,703
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(5) そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 1,052	△ 1,065	△ 1,220	△ 1,376	△ 1,466	△ 1,431	△ 1,381	△ 1,488	△ 1,586	△ 1,681	

(単位:百万円,%)

区 分	年 度									
	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	△ 20	△ 30	△ 6	△ 1	7	△ 49	0	0	0	0
積 立 金 (K)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)	99	79	49	43	42	49	0	0	0	0
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	79	49	43	42	49	0	0	0	0	0
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)	16	9	0	0	31	0	0	0	0	0
実 質 収 支 (N)-(O)	黒 字 (P)	63	40	43	42	18	0	0	0	0
	赤 字 (Q)									
赤 字 比 率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
収 益 的 収 支 比 率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )	71.9	73.4	66.6	56.2	73.2	55.7	58.8	69.4	70.0	70.0
地方財政法施行令第20条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	3,179	3,211	3,229	3,259	3,263	3,286	3,293	3,296	3,309	3,323
地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S) × 100)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)	3,179	3,211	3,229	3,259	3,263	3,286	3,293	3,296	3,309	3,323
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V) × 100)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企 業 債 現 在 高 (X)	60,408	59,919	58,857	57,824	56,661	55,462	54,241	52,942	51,086	49,852

## (2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

区 分	年 度									
	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
収 益 的 収 支 分	2,953	2,876	2,827	2,671	2,601	2,547	2,402	2,433	2,508	2,553
	うち基準内繰入金	1,321	1,300	2,532	2,392	2,399	2,392	2,433	2,508	2,553
	うち基準外繰入金	1,632	1,576	295	279	293	148	10	0	0
資 本 的 収 支 分	794	737	717	669	667	739	907	928	880	885
	うち基準内繰入金	380	281	184	132	121	111	100	99	104
	うち基準外繰入金	414	456	533	537	546	628	807	835	781
合 計	3,747	3,613	3,544	3,340	3,268	3,286	3,309	3,361	3,388	3,438

## (3) 経営指標等

(単位:%)

	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)	
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)											
料金回収率※ (%)	38.4	54.4	69.0	68.9	68.8	68.8	68.8	66.8	65.0	63.5	
資本費 (円)	188	138	138	136	134	137	132	134	133	131	
総収支比率(法適用) (%)											
経常収支比率(法適用) (%)											
営業収支比率(法適用) (%)											
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)	71.9	73.4	66.6	56.2	73.2	55.7	58.8	69.4	70.0	70.0	
繰入金比率	収益的収入分 (%)	59.7	58.5	57.7	56.0	55.3	54.6	52.9	53.2	53.8	54.1
	うち基準内繰入金 (%)	26.7	26.4	51.7	50.1	49.1	51.4	52.7	53.2	53.8	54.1
	うち基準外繰入金 (%)	33.0	32.1	6.0	5.8	6.2	3.2	0.2	0.0	0.0	0.0
	資本的収入分 (%)	18.5	20.1	19.3	12.2	18.3	13.4	17.6	21.8	28.9	21.5
	うち基準内繰入金 (%)	8.8	7.7	5.0	2.4	3.3	2.0	1.9	2.2	3.2	2.5
	うち基準外繰入金 (%)	9.6	12.5	14.4	9.8	15.0	11.4	15.7	19.6	25.6	19.0

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

- (1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)
    - ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益) × 100
    - イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益) × 100
  - (2) 総収支比率 (%) = 総収益／総費用 × 100
  - (3) 経常収支比率 (%) = 経常収益／経常費用 × 100
  - (4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100 (病院事業にあつては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)
  - (5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100
  - (6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100
  - (7) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入 (又は資本的収入) × 100
- 2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあつては使用料回収率) について記入すること。
- (1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法
    - ・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100
    - ※1 供給単価 (円/㎡) = 給水収益 / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)
    - ※2 給水原価 (円/㎡) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金 (水道事業のみ))) / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)
    - 但し、簡易水道事業については下記によるものとする。
      - ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量
      - イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量
  - (2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法
    - ・使用料回収率 (%) = 使用料収入※ / 汚水処理費※ × 100
    - ※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された (又は報告すべき) 数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであるため、留意すること。
  - 3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。
  - 4 上記指標のうち (再掲) と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	前年度と当年度との供用開始予定面積の増加割合を収入伸率として計算する。収納率は平成21年度決算見込と同率の97%を見込んでいる。
2 他会計繰入金の見込み	一般会計からの繰入金は、繰出基準に基づき、基準内のものについては100%繰入れ、基準外のものについては、赤字補充分として見込んでいる。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	高度処理に対応した終末処理場を増設する。平成19年度から6年間で終末処理場増設費用に約36億円を見込んでいる。また、平成26年度よりポンプ場施設の増設を予定しており、平成26年度分として約3億円を見込んでいる。なお、資産売却等による収入は見込んでいない。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	事業期間の延長や事業規模の縮小を前提として、資本費平準化債を毎年度上限額まで借入れることなどで、一般会計からの繰入金を軽減するよう見込んでいる。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

- ① 料金設定の考え方、料金収入の見込み  
現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。
  - ② 他会計繰入金の見込み  
一般会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。
  - ③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み  
大規模な建設改修事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。
  - ④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの  
収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。
- 2 病院事業にあつては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

#### IV 経営健全化に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		
○ 定員管理	③	平成21年度に水道部と下水道部を統合し事務の効率化を図っており、職員は平成17年度末と平成21年度末を比較し17人(56人→39人)減少しているため、具体的な削減人数の設定はしないが、今後も効率化を追求し削減に努める。
○ 給与のあり方	③	国家公務員等との均衡を考慮し、地域住民に理解の得られる適正な給与を目指す。
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方	③	1. 平成21年度に期末勤勉手当の減額(4.50月/年⇒4.15月/年)を実施した。 2. 平成22年度に地域手当の減額(10%⇒3%)を実施し、11百万円/年の歳出削減効果を見込む。また、持家者の住居手当の削減を実施したことにより、2百万円/年の歳出削減効果を見込む。
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	③	該当する職員はいない。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	③	退職手当については、公共下水道事業特別会計では支出せず、一般会計で負担している。 なお、一般会計では、平成17年度に退職手当特別昇給を廃止した。
◇ 福利厚生事業のあり方	③	・平成21年11月から健康保険の掛け金・負担金(健康保険料)を労使折半とした。 健康保険を九市健康保険組合の解散に伴い同年12月から県都市職員共済組合連合の短期給付へ移行した。なお、掛け金・負担金(健康保険料)は労使折半としている。 ・平成18年度から市職員の互助会への負担率を6/1000から5/1000に下げ、平成19年からは4/1000以内として個人給付に公費を含まないこととした。
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	③	終末処理場から排出される汚泥について、平成17年度までは埋め立て処分してきたが、平成18年度からは環境への配慮、資源の有効利用を念頭に置き、セメント材料などへの加工をしている業者に処理を委託している。今後も、処理コストの削減や安定供給など最も有効な方策を研究するとともに、長期的な視点で有効利用を図っていく。  維持管理費については、これまで全浄化センターの一括及び複数年契約や、薬品購入の一括契約などによる経費削減を行ってきた。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	③	平成21年度より終末処理場の維持管理について、全浄化センター一括及び複数年契約を実施し経費節減を図っており平成20年度と比べ年間約16億円削減効果があった。今後も施設の管理運用方法について調査研究を継続していく。



#### IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	Ⅱの課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保		
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	①、④	下水道事業の経営健全化に向けて、平成22年度は公営企業経営健全化計画を策定する。平成21年度より有識者、市民の代表者による春日井市下水道基本計画策定委員会を設置し、平成23年度中を目途に基本計画の見直しをする。また、平成21年度から市職員により、中長期施設整備計画及び中長期財政計画の策定に向けた研究会を発足。計画的な整備による資本費の抑制及び適正な料金水準を目指していく。
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開	①～④	財務状況について議会承認後速やかにホームページで公表している。経営健全化計画等は、ホームページ等を利用し住民に公開していく。
○ 行政評価の導入		・平成16年度から平成19年度まで導入していた。行政評価の結果はホームページ等で公表している。 ・平成20年度からは、PDCAサイクルを基本とした行政経営システムの運用を開始し、市民ニーズにあった事務事業の見直しを実施している。
4 その他	①、⑤	ホームページや市広報で、供用開始区域を掲載し、受益者負担金賦課開始前年度に、負担金の説明会を実施している。公共下水道の供用開始の公示後、公共下水道への切り替えが円滑に実施されるよう専属の普及員を配置、その他、定期的に上下水道部全職員による普及活動も実施している。また、水洗便所改造資金の無利息貸付制度を運用し、下水道の普及率向上に努めている。

注1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、Ⅱに付した課題番号を「Ⅱの課題番号」欄に記入すること。

- 2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。
- 3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「Ⅴ 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。
- 4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じることとしている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。
- 5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 経常経費の見直し	様式IV中、1「経常経費の見直し」について。 定員管理については、平成17年度末と平成21年度末比較で職員は17人減少、人件費は151百万円削減している。また、地域手当を平成22年度より10%から3%に引き下げるなどを実施し更なる人件費の削減をする。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	様式IV中、2「コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保」について。 現在、繰越欠損金は発生していないが、今後も引き続き繰越欠損金が発生しないように経営の効率化を図る。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	様式IV中、2「コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保」について。 資本費平準化債を毎年度上限まで借入れることで、資本費の一部を後年度に繰り延べ、一般会計からの基準外繰入金を軽減している。
4 その他	様式IV中、2「コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保」、3「経営健全化や財政状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入」について。 中長期施設整備計画の策定と財源の裏付けである中長期財政計画の策定をおこない、効率的な資本投下と適正な料金水準を目指す。 また、ホームページや市広報などの媒体を利用して、情報の公開をする。

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(4) 下水道事業【延長計画策定団体】

区分	課題	目標又は実績	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	当初計画合計	平成24年度	平成25年度	平成26年度	延長計画合計
			(当初計画前年度)	(当初計画初年度)	(当初計画第2年度)	(当初計画第3年度) (延長計画前年度)	(当初計画第4年度) (延長計画初年度)	(当初計画第5年度) (延長計画2年度)		(延長計画3年度)	(延長計画4年度)	(延長計画5年度)	
収入の確保	①	処理区域内人口(人)	193,767	196,740	200,467	202,230	199,657	200,721	6,954	204,938	207,209	209,844	9,123
		A 増減		2,973	3,727	1,763	△2,573	1,064		4,217	2,271	2,635	
		水洗便所設置済人口(人)	178,604	183,934	186,993	190,035	189,674	191,237	12,633	195,306	197,470	199,981	8,744
		B 増減		5,330	3,059	3,042	△361	1,563		4,069	2,164	2,511	
	C 増減		92.2	93.5	93.3	94.0	95.0	95.3	3.1	95.3	95.3	95.3	0.0
	有収水量(m <sup>3</sup> )	19,587,823	19,951,026	20,234,892	20,324,299	20,801,890	21,215,020	1,627,197	20,676,890	20,797,297	20,937,209	△277,811	
	D 増減		363,203	283,866	89,407	477,591	413,130		△538,130	120,407	139,912		
	②	使用料単価(円/m <sup>3</sup> )	104	104	103	103	103	103	△1	103	103	103	0
	E 増減		0	△1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	料金改定率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	F 増減		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	③	取納率(%)	97.6	97.5	97.3	97	97.6	97.6	0.0	97.0	97.0	97.0	△0.6
	G 増減			△0.1	△0.2	△0.3	0.6	0.0	0.0	△0.6	0.0	0.0	
	④	その他( )	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H 増減												
	経営の効率化	⑤	管理運営費(千円)	6,697,890	5,468,732	5,297,435	5,191,300	5,340,267	5,308,286	△1,389,604	5,350,126	5,447,740	5,519,660
I 増減				△1,229,158	△171,297	△106,135	148,967	△31,981		41,840	97,614	71,920	
処理区域内人口1人当たりの管理運営費(千円) (I/A)			35	28	26	26	27	26	△9	26	26	26	0
J 増減				△7	△2	0	1	△1		0	0	0	
汚水処理原価(円/m <sup>3</sup> )		150	150	150	150	150	150	0	155	159	162	12	
K 増減			0	0	0	0	0	0	5	4	3		
汚水処理原価(維持管理費)(円/m <sup>3</sup> )		82	75	70	68	73	73	△9	74	74	75	1	
L 増減			△7	△5	△2	5	0		1	0	1		
⑥	その他( )	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
M 増減													
使用料回収率(%) (E/K×100)	54.4	69.0	68.9	68.8	68.8	68.8	66.8	65.0	63.5				
累積欠損金比率(%)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
企業債現在高(百万円)	59,919	58,857	58,824	56,661	58,905	58,743							
当初計画に計上した施策に係る改善効果額	収入の確保	使用料収入	2,033,510	2,080,000	2,141,067	2,190,748	2,236,623	2,279,027					
	改善効果額		46,490	61,067	49,681	45,876	42,404	245,518					
	①有収水量の増加		46,490	61,067	49,681	45,876	42,404	245,518					
	②使用料の適正化		0	0	0	0	0	0					
	③取納率の向上		0	0	0	0	0	0					
	その他④( )		0	0	0	0	0	0					
	改善効果額		0	0	0	0	0	0					
	経営の効率化	管理運営費	6,697,890	7,536,610	8,747,252	6,718,800	6,715,701	6,782,619					
	うち職員給与費中の退職手当を除いたもの		299,964	279,734	247,734	207,734	167,734	167,734					
	改善効果額		△838,720	△1,210,642	2,028,452	3,099	△66,918	△84,729					
	⑤職員給与費の適正化		0	32,000	40,000	40,000	0	112,000					
	(維持管理費(上記以外)の適正化)		△838,720	△1,242,642	1,988,452	△36,901	△66,918	△196,729					
	その他⑥( )		0	0	0	0	0	0					
	改善効果額		0	0	0	0	0	0					
									当初計画改善効果額 合計	160,789			
									<参考>当初計画補償金免除額(旧資金運用部資金)	0			

(4) 下水道事業【延長計画策定団体】(つづき)

延長計画に計上した施策に係る改善効果額	収入の確保	使用料収入											
		改善効果額											
		①有収水量の増加											
		②使用料の適正化											
			③収納率の向上										
			その他④( )										
	経営の効率化	改善効果額											
		管理運営費				5,191,299	5,340,267	5,308,286		5,350,126	5,447,740	5,519,660	
		うち職員給与費中の退職手当を除いたもの				315,686	288,755	288,755		288,755	288,755	288,755	
		改善効果額					13,417	13,417		13,417	13,417	13,417	67,085
		⑤職員給与費の適正化					13,417	13,417		13,417	13,417	13,417	67,085
		維持管理費(上記以外)の適正化					0	0		0	0	0	0
		その他⑥( )				0	0	0		0	0	0	0
		改善効果額					0	0		0	0	0	0

- 注1 計画前年度において使用料単価 150円/m<sup>3</sup>(20m<sup>3</sup>当たり3,000円)未滿(処理原価が150円/m<sup>3</sup>未滿の場合は処理原価未滿)の事業にあっては、下記に使用料適正化の考え方を記入し、当該適正化による増収額を②に記入すること。
- 2 「収入の確保」その他④の例：未利用地の売却、資産の有効利用(用地等の貸付)、再生水の販売収入など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)
- 3 「経営の効率化」その他⑥の例：建設コストの縮減(上下水共同施工の実施、工法の見直し・技術開発の促進など。建設改良費の抑制は除く。)、電気・機械設備等の計画的修繕による長寿命化など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)
- 4 「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。
- 5 「目標又は実績」の各数値を記入する場合は、以下を参考にされたい。

延長計画改善効果額 合計 A		67,085
延長期間が2年以下の場合に加算する改善効果額 B		0
普通会計における改善効果額のうち下水道事業会計に加算する額 C		694,060.6
A+B+C		761,145.6
<参考>延長計画補償金免除額(旧資金運用部資金)		761,145.6

- 【平成21年度地方公営企業決算状況調査】
- ・処理区域内人口 …………… 10表01行11列
  - ・水洗便所設置済人口 …………… 10表01行12列
  - ・有収水量 …………… 10表01行52列
  - ・管理運営費 …………… 32表02行05列
  - ・汚水処理原価 …………… (32表02行06列) / (有収水量)
  - ・汚水処理原価(維持管理費) …… (32表01行44列) / (有収水量)
- ・使用料収入
    - 法適用事業 = 20表01行03列
    - 法非適用事業 = 26表01行03列
    - ・うち職員給与費中の退職手当を除いたもの
      - 法適用事業 = (21表01行06列) + (23表01行18列) - (21表01行44列)
      - 法非適用事業 = (26表01行14列) + (26表01行35列) - (26表02行14列)
- 6 「普通会計における改善効果額のうち下水道事業会計に加算する額 C」欄については、当該会計における経営改革の改善効果額が当該会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること(ただし、加算できる改善効果額は、普通会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る場合に限る。)

(収入の確保及び経営の効率化に向けた取組について)

- 使用料適正化の考え方
- 民間委託の取組状況
- その他に記入された項目に関する取組等

平成21年度より有識者、市民の代表者による「春日井市下水道基本計画策定委員会」を発足し基本計画の改定を、また、市職員により、「中長期施設整備計画」、「中長期財政計画」の策定に向けた研究会を発足。改定、策定により計画的な整備による資本費の抑制及び適正な使用料水準を維持する。有収水量を増加させ、使用料収入の向上を図るため、公共下水道への切り替え工事が円滑に実施されるよう継続して専属の普及員を雇用するとともに、上下水道部全職員による普及活動もおこなう。また、水洗トイレへの改造資金貸付制度を運用し、下水道の普及率向上に努める。本市が設置した3つの終末処理場については、施設の維持運転管理業務を民間に委託しており、平成21年度から複数年契約し効率性を追求した業務運営に努めている。借入済みの高金利市債を適宜繰上償還することにより、後年度の公債費負担を軽減していく。